

事前評価調書

I 事業概要																																																										
事業名	交通安全施設等整備事業(歩道設置)																																																									
地区名	一般県道 和合豊田線																																																									
事業箇所	東郷町 和合																																																									
事業のあらまし	<p>「一般県道 和合豊田線」は、東郷町和合と豊田市を結ぶ都市間幹線道路である。</p> <p>「和合」交差点の北東部は歩道歩行者溜まりが無く、小学校、中学校、東郷町役場等、各施設を行き交う歩行者が危険にさらされている。</p> <p>このため、交差点の隅切りに歩道設置を行うことにより、交差点部における歩行者の安全を図る。</p>																																																									
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>交通安全対策の推進(安全な歩行空間の確保)</p>																																																									
事業費	事業費		内訳																																																							
	1.0億円		■工事費0.3億円、■用補費0.7億円、□その他 億円																																																							
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成31年度																																																				
事業内容	<p>・歩道の 신설</p> <p>延長100m</p>																																																									
II 評価																																																										
① 事業の必要性	1) 必要性	当該箇所は交通量が多いにもかかわらず、歩道がなく交差点においても歩行者たまりがない。周辺に中学校があり通学に利用する生徒が多いが危険な状態である。そのため歩道設置を行い、交通弱者の安全を確保する必要がある。																																																								
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>歩道設置を行い、交通事故を減らすために早急に対策を行う必要があるため。</p>																																																							
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">0.7億円</td> <td colspan="4">0.3億円</td> </tr> </tbody> </table>							H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←	→								用地補償			←	→						道路工事						←	→			事業費(億円)		0.7億円				0.3億円			
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																															
工種区分	調査・設計	←	→																																																							
	用地補償			←	→																																																					
	道路工事						←	→																																																		
事業費(億円)		0.7億円				0.3億円																																																				
2) 地元の合意形成	東郷町より歩道設置の要望あり																																																									
判定	判定	A	<p>A: 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>十分な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられます。</p>																																																							

Ⅲ 対応方針

事業実施

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・整備による周辺交通の変化（交通量、事故内容・件数）